



インターネットでの情報提供	
提供予定日	1月13日

平成22年1月12日(火)県政記者クラブ・岐阜市政記者クラブ配付資料			
所 管	担当課	担 当 者	電 話 番 号 (内 線)
岐阜振興局	環境課	環境課長 長谷川 泰介	058-264-1111 内線220

産業廃棄物収集運搬業者に対する業の許可取消処分を行いました

次の産業廃棄物収集運搬業者について、平成22年1月7日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

- (1) 住 所 愛知県尾張旭市北本地ヶ原四丁目1番地
(2) 氏 名 株式会社セントレス 代表取締役 なかつし 中辻 たろう 太郎

2 許可内容

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 平成17年4月14日
- ・許可番号 02100116494
- ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)、がれき類
以上7種類

3 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

4 取消年月日

平成22年1月7日

5 取消しの理由

被処分者は、平成21年12月15日付けで愛知県より産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分を受けた。

本事実、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イにおいて準用する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するため。